

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月30日
照会部署名 草津年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (一般職) 大野 祐護
連絡先 077-567-2259
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 横田

(案件)

(受付番号) No. 2010-456	被扶養者の認定について
------------------------	-------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

下記事例について、育児休業期間中で無収入であっても、被保険者と生計維持関係があると認められれば、扶養認定して差し支えないでしょうか。

なお、被扶養者に収入がある場合、「主として生計を維持している」の判断基準である

【収入がある者についての被扶養者の認定 S52.4.6 保発9 庁保発9 1 (1)】

認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとすること。

における「被保険者の年間収入」については、被保険者の標準報酬月額相当の240万円と解釈して差し支えないでしょうか。

【事例】

被保険者：妻 育児休業中のため収入なし

標準報酬 200千円

妻が生活費を負担している

被扶養者：夫 収入なし

子 収入なし

- ・被保険者（妻）は育児休業により無収入であるが、事業所との雇用関係は継続しており、復帰後は、標準報酬月額程度の収入が見込まれる。
- ・無収入という状態は一時的なものに過ぎない。
- ・扶養認定できないとした場合、被扶養者の認定後に被保険者が育児休業を取得し無収入となったケースでは、被扶養者を削除しなければならないのではないかという疑義が生じる。

(回答)

「被扶養者」とは、健康保険法第3条第7項1により、「被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、および弟妹であって、主として被保険者により生計を維持するもの」とされている。事例の被保険者の世帯で主たる生計維持者が誰になるのかを考えた場合、現時点では被保険者以外の世帯構成員に収入が無い状態であれば、事業主との雇用関係が存続しており、育児休業から復帰した場合は標酬月額程度の収入が見込まれること、また、被保険者には雇用保険から育児休業基本給付金が支給されていると思料され、この世帯において収入がある者は唯一被保険者であることを考えれば、被保険者がこの世帯における「主たる生計維持者」と考えられる。したがって、事例の場合は、被保険者が育児休業中であっても配偶者である夫および子を被扶養者と認定することはやむを得ないと考える。

回答日 平成22年9月27日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----